

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第42号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

【印鑑登録原票】

印影	氏名		
	生年月日	性別	
	住所		

登録年月日		登録番号	
抹消年月日		抹消理由	

印鑑登録申請書

確認区分	申請年月日	平成 年 月 日				
	運転免許証	申請者	住所	亀山市		
	保証書		氏名			
	個人番号カード		生年月日	明大 西暦 昭平 年 月 日	性別	男・女
	在留カード					
	特別永住者証明書					
	印鑑登録回答書					

様式第7号を次のように改める。

諸 証 明 交 付 申 請 書 (表)

亀山市長 様

請求には本人確認資料が必要です。

申請者欄は必ず記入してください。

年 月 日

窓口に 来られた人 (申請者)	住所	フリガナ 氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日

住民票関係(同一世帯以外の方が住民票を申請する場合は委任状が必要です。)

1 何が何通必要ですか				
住民票謄本(世帯全員のもの)	通	記載事項証明(世帯全員のもの)	通	
住民票抄本(個人のもの)	通	記載事項証明(個人のもの)	通	
除住民票(除票)	通	その他( )	通	
2 住民票に次の記載が必要ですか				
本籍・筆頭者氏名の記載が	いる・いない	世帯主氏名・続柄の記載が	いる・いない	
3 どなたの証明が必要ですか				
あなたのもの (記入終わり)				
あなた以外のもの (必要な方の住所・氏名を記入してください)	住所	亀山市	フリガナ 氏名	
4 必要な方から見たあなたは				
同じ世帯の人	その他の人( )	使いみち		
原則として委任状が必要です。				

印 鑑 登 録 証 明 書

あなたのもの	登録番号	通	数	必ず印鑑登録証を添えて申請してください。
			通	
あなた以外のもの	登録番号	通	数	印鑑登録証がない場合並びに住所、氏名及び生年月日に誤りがある場合は交付できません。
	住所	亀山市		
	氏名		生年月日	

戸 籍 関 係(委任状が必要な場合があります。)

1 何が何通必要ですか					
戸 籍	全部事項証明(謄本)	通	附 票	全部の証明(謄本)	通
	個人事項証明(抄本)	通		個人の証明(抄本)	通
除 籍	全部事項証明(謄本)	通	身分証明		通
	個人事項証明(抄本)	通	受理証明( 届)	年 月 日届出	通
原 戸 籍	全部事項証明(謄本)	通	死亡診断書の写し		通
	個人事項証明(抄本)	通	その他( )		通
2 どなたの証明が必要ですか					
本 籍	亀山市	筆頭者			
氏 名					
3 必要な方から見たあなたは					
本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母	その他の人( )	使いみち			

注意 偽りその他不正な手段によって  
閲覧をし、又は交付を受けた場合は、  
過料に処せられます。

確認	免	パ	個	在	申	その他( )	受付	交付	手数料	円
----	---	---	---	---	---	--------	----	----	-----	---

委 任 状 (裏)

亀山市長 様

年 月 日
-------

私	住所		は、 ← (必ず押印してください。)
	氏名	(印)	
代理人	住所		を
	氏名		

代理人に定め、次の証明の交付申請及び受領を委任します。

戸 籍	本 籍	亀山市				
	筆 頭 者					
	氏 名	個人の証明が必要な場合のみ記入してください。				
	証 明	戸 籍	除 籍	原戸籍	附 票	その他
		全部事項証明 (謄本)	全部事項証明 (謄本)	全部の証明 (謄本)	全部の証明 (謄本)	身分証明
		通	通	通	通	通
個人事項証明 (抄本)		個人事項証明 (抄本)	個人の証明 (抄本)	個人の証明 (抄本)	( )	
	通	通	通	通	通	
備 考						

住 民 票	住 所	亀山市			
	世 帯 主				
	氏 名	個人の証明が必要な場合のみ記入してください。			
	証 明	住民票謄本	住民票抄本	除住民票の写し	記載事項証明
		通	通	通	通
	本籍地表示	いる・いない	続柄表示	いる・いない	
備 考					

この委任状は委任者本人がすべて記入してください。委任者以外の者が記入した場合は、この委任状は、無効となります。また、委任状の記載に不備がある場合は、証明の発行はできません。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。